



平成28年3月16日

## 民間船舶の運航・管理事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、民間船舶の運航・管理事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

### 1. 本事業の概要について

防衛省では、災害時、緊急時等における自衛隊の常時運航可能な体制確保が必要であるとともに、自衛隊の輸送能力だけでは不足する事態も想定されることから、人員・車両・物資等を海上輸送できる複数の民間フェリーの早期確保が不可欠です。

そのような背景のもと、本事業では、自衛隊輸送力と連携して大規模輸送を効率的に実施できるよう、民間フェリーの調達・維持管理・運航等を一元的に行うことを目的としています。

### 2. 対象事業者について

対象事業者は、本事業実施のために設立された会社である「高速マリン・トランスポート株式会社」（本社所在地：東京都千代田区）です。

### 3. 特定選定事業等支援の内容について

本支援決定に基づき、平成28年3月15日に対象事業者に対して、以下の通り融資に係る契約を締結しました。

[支援内容]

区分：融資

金額（メザニンローン等）：37.1億円